

コミュニティバスくにくこの運賃改定と回数券販売終了について

に対して意見を募集します

1 コミュニティバスくにくこの運賃改定について

平成 14（2002）年度から運行している国立市コミュニティバスくにくこの運賃は、路線バスとルートが重なる箇所も多いなどの理由で運行当初から路線バスの初乗り運賃に合わせる形で平成 29（2017）年、令和 6（2024）年に変更してきました。また、くにくこは東京都シルバーパス提示による無償乗車を実施しておりますが、これは運賃を路線バスの初乗り運賃に合わせることで無償乗車に伴う収入減に対し東京都バス協会から一定の補助を受けることができるようになり、シルバーパス無償乗車の継続につながってきました。

令和 8 年 4 月 1 日に、運転士不足、原材料の高騰などを背景に、くにくこの運行事業者である立川バス株式会社の運賃が改定されました。

くにくこにも同様に運行経費が増加傾向であること、またシルバーパス無償乗車の継続のため、今後、くにくこの運賃を立川バスの初乗り運賃に合わせる形で運賃改定を予定しています。

くにくこの運賃

		【改定前】	【改定後】 変更箇所は 太字
大人		210 円 (現金・IC 同額)	230 円 (現金・IC 同額)
小児		現金 110 円 I C 105 円	現金 120 円 I C 115 円
しょうがいしゃ、介助者 (しょうがいしゃ 1 人につき 1 人)	大人	現金 110 円 I C 105 円	現金 120 円 I C 115 円
	小児	現金 60 円 I C 53 円	現金 60 円 I C 58 円
シルバーパス提示		無償	無償
その他		<ul style="list-style-type: none">未就学児は引率者 1 人につき 2 人まで無料未就学児のみで利用の場合は小児運賃0 歳児は人数に関わらず無料東京都シルバーパス利用時も 1 人につき未就学児 2 人まで無料	<ul style="list-style-type: none">未就学児は引率者 1 人につき 2 人まで無料未就学児のみで利用の場合は小児運賃0 歳児は人数に関わらず無料東京都シルバーパス利用時も 1 人につき未就学児 2 人まで無料

2 くにお回数券販売の終了について

くにおバスの収支は、運賃等収入よりも運行経費が大きく、運賃等収入でまかないきれない赤字部分を市補助金でまかない、運行を維持しています。利用者数の増加により運賃収入は増加傾向ではありますが、それでも原材料の高騰や人件費等をはじめとした運行経費の増加のほうが大きく、市補助金額は10年前に比べ年間1000万円以上増加しています。厳しい市財政においても運行経費の圧縮は喫緊の課題となっております。引き続き運行事業者とともに運行経費圧縮に努めてまいります。それにも限界があり、今般、収支改善策の一つとして、回数券販売終了を検討しています（在庫限りで販売を終了し、購入された回数券は引き続き利用できます）。

回数券は現在、①2200円分を2000円で販売（200円引き）、②1100円分を1000円で販売（100円引き）しているサービスで、9.1%相当の値引きとなります。値引き分は運賃収入が減少し、そのほかに券の印刷などのランニングコストが生じています。

回数券を在庫限りで販売を終了することで、増刷に係るランニングコストの削減、ゆくゆくは回数券使用に伴う収入減と管理コストが小さくなることが見込まれ、回数券サービス継続中と比べ年間数十万円の収支改善が見込まれます。

【改定前】
① 2,200円分 [210円券10枚、100円券1枚] を2,000円で販売（200円引き）
② 1,100円分 [110円券10枚] を1,000円で販売（100円引き）
【改定後】
在庫限りにて販売を終了し、購入した回数券の利用は引き続き可。

3 募集期間等について

- (1) 募集期間 令和8年4月21日から令和8年5月11日（必着）まで
- (2) 閲覧場所 市ホームページ
市役所（1階情報公開コーナー、3階道路交通課交通係）
駅前市民プラザ、北市民プラザ、南市民プラザ
公民館、くにおたち中央図書館
- (3) 提出方法 ①～③の必須事項を記載の上、提出先に提出してください。
① 氏名（団体の場合、団体名および代表者名）
② 住所（団体の場合、事務所等の所在地または代表者の住所）
③ 意見（簡潔に記述してください）
※書式は不問です。末尾の応募用紙もご活用ください。
- (4) 提出先 メール、郵送（必着）、ファックス（番号042-567-0264） 閲覧場所の意見箱、担当係窓口へ持参、

(5) 注意事項

- ① 意見は日本語で提出ください。
- ② 意見を正確に把握する必要があるため電話での意見は受け付けておりません。
- ③ 意見に対し直接の回答はしません。また個人が特定できない形で公表する場合があります。
- ④ 次の項目に該当する内容については無効といたします。
 - ・ (1) に示す期限までに到着しなかったもの
 - ・ (3) に示す必須事項の記載がなかったもの
 - ・ 個人や特定の法人又は団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の法人又は団体の財産又はプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の法人又は団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する内容
 - ・ 公序良俗に反する行為又は犯罪的な行為に結び付く内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とする内容

[問い合わせ先] 国立市 都市整備部 道路交通課 交通係
〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1
TEL 042-576-2111 (内線 356)